

流山市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和6年4月1日現在

要綱	組織名	部署名	役職	
学識経験者	日本大学	理工学部交通システム工学科 交通環境研究室	特任教授	藤井 敬宏
関係公共交通事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	京成バス株式会社	営業部	取締役営業部長	三浦 裕樹
	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部	取締役 運輸統括部長	小林 弘昌
	松戸新京成バス株式会社	営業部	取締役営業部長	中嶋 貞治
	流鉄株式会社	鉄道部	次長	小谷野 勝成
	東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット	チーフマネージャー	浅川 靖之
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 事業戦略部	課長	小瀧 正和
	首都圏新都市鉄道株式会社	経営企画部	推進役	大塚 敬史
	一般社団法人千葉県バス協会		専務理事	成田 齊
	一般社団法人千葉県タクシー協会		専務理事	高山 和征
	流山地区タクシー運営委員会 (富士タクシー有限会社)		副会長	鈴木 政久
公共交通利用者（流山市民）	流山地区タクシー運営委員会 (流山タクシー株式会社)			細山 高史
	流山地区タクシー運営委員会 (エミタスタクシー柏株式会社)			前田 浩至
	東武バス労働組合	西柏分会	分会長	竹浪 一導
	公募市民			小倉 直也
	公募市民			杉浦 哲夫
	公募市民			高橋 祐美
	流山市身体障害者福祉会		理事	小西 茂雄
	流山市老人クラブ連合会		会長	石幡 恒美
	流山商工会議所 (流山工業団地協同組合)		専務理事	長橋 敏男
道路管理者	流山市観光協会		会長	志賀 進一
	流山市社会福祉協議会			早川 仁
地方運輸局長	NPOながれやま子育てコミュニティ なっこ		理事	井田 明子
	千葉県東葛飾土木事務所		調整課長	川村 欣史
関係行政機関	国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	高橋 直人
流山市	千葉県	総合企画部交通計画課	地域公共交通担当課長	高山 裕明
	千葉県流山警察署	交通課	課長	古藤 洋崇
流山市	土木部		部長	染谷 祐治
	まちづくり推進部		部長	梶 隆之

※網掛けで表示している委員が、今回変更となった委員です。

※本名簿はいただいた書面を基に作成しておりますので、部署名や役職について記載されていない場合がありますので、ご了承ください。

また、敬称は省略させていただきます。

流山市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 流山市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項に基づき、同法第5条に規定する計画の策定及び実施に関する協議並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)に基づく協議会における協議を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県流山市平和台1丁目1番の1、流山市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する計画の作成及び変更に関すること。

(2) 前号の計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)に基づく協議会における協議に関するこ

(4) 前各号に掲げるもののほか、市内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。

2 前項の業務のうち、一般乗合旅客自動車運送の運賃又は料金に関する事項は、流山市一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議会規約に基づき協議する。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係する公共交通事業者等

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他的一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(5) 関係する道路管理者

(6) 公共交通利用者（流山市民）

(7) 地方運輸局長

(8) 関係する行政機関

(9) 流山市

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長と副会長を1名ずつ置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長が指名する。

3 互選に関し必要な事項は、別に定める。

4 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

6 第2項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、組織等が指名する委員について、同項の任期中に当該指名時に就いている職から別の職に変わるとき又は当該組織等に属さなくなるときは、当該組織等は、新たに委員とするべき者の指名をするものとする。この場合において、当該指名を受けた委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、全委員の4分の3以上（代理・委任状を含むものとす

る。) の賛成で決するものとする。

- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。
- 6 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各号に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。
- 9 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(委員の派遣)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、市民等の要請に基づき、必要に応じ協議会の委員を市民等で構成される組織へ派遣することができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は交通計画を所管する課に置き、会議の庶務を行うものとする。
- 3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、流山市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項

は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する第4条に規定する委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報酬及び旅費等の支給については、流山市の例によるものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年12月12日から施行する。

流山市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の合意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調整)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第2条第1号ただし書きの規定により、非公開とされた部分については非公開とすることができます。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書きの規定により会議が非公開にされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約第5条第3項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の会長の互選について必要な事項を定めるものとする。

(会長の決定)

第2条 会長の互選は、候補者が1名の場合は、無投票でこれを決する。

候補者が2名以上ある場合は、委員の記名投票によりこれを決する。

(代理人および事後投票)

第3条 委員は、やむを得ない理由で投票を欠席するときは、あらかじめ届出のあった代理人に投票させることができる。もしくは、事後投票することができる。

(投票による決定)

第4条 投票当日の得票数と事後投票による得票数を合計し、得票数が最も多い者を会長とする。ただし、投票当日の得票数が委員の過半数を超えた場合は、事後投票は行わない。なお、得票数が同数の場合は、抽選で決定する。

附 則

この規程は、令和4年7月7日から施行する。

流山市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第13条の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算)

第3条 協議会の予算は、国からの補助金、流山市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに流山市長に提出しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により協議会の承認を得た場合には、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときには、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第6条 歳出予算の流用は、流山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び支出の手続き)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、流山市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第14条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならぬ。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに流山市長に送付しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

(協議会設立年度における予算措置の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌3月31日までとする。

別表第1

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 諸収入	1 預金利子	1 預金利子

別表第2

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 調査研究費
3 返還金	1 返還金	1 返還金

令和5年度 流山市地域公共交通活性化協議会 決算書

1歳入

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予算現額 A	決算額 B	差し引き B-A
1負担金	1負担金	1負担金	867,000	0	867,000	867,000	0
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金	0	0	0	0	0
3諸収入	1預金利子	1預金利子	1,000	0	1,000	4	△ 996
合 計			868,000	0	868,000	867,004	△ 996

2歳出

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予算現額 A	決算額 B	差し引き B-A
1総務費	1総務費	1会議費	864,000	0	864,000	486,080	△ 377,920
1総務費	1総務費	2事務費	4,000	0	4,000	0	△ 4,000
2事業費	1事業費	1調査研究費	0	0	0	0	0
3返還金	1返還金	1返還金	0	0	0	380,924	380,924
合 計			868,000	0	868,000	867,004	△ 996

歳入歳出決算額差引

0円

※2歳出 3款1項1目 返還金については令和6年3月28日付で流山市に返納した金額です。

令和6年度 流山市地域公共交通活性化協議会 予算書

1 歳入

(単位：円)

款		項		目	
1 負担金	867,000	1 負担金	867,000	1 負担金	867,000
2 国庫補助金	0	1 国庫補助金	0	1 国庫補助金	0
3 諸収入	1,000	1 預金利子	1,000	1 預金利子	1,000
合 計				868,000	

2 歳出

款		項		目	
1 総務費	868,000	1 総務費	868,000	1 会議費	864,000
				2 事務費	4,000
2 事業費	0	1 事業費	0	1 調査研究費	0
合 計				868,000	

流山市地域公共交通活性化協議会 実施予定事業

資料 5

(令和 6 年度実施予定事業)

令和 6 年 5 月 13 日現在

施策番号・施策名	令和 5 年度実施事業	令和 6 年度実施予定事業
施策番号 1 「流山おでかけシステム」の プランディング	<p>①公共交通の利用状況・運行状況・取り組む状況の見える化 ○公共交通マップの修正・公表 ・令和 4 年中のルート変更などを反映した修正版を作成</p> <p>②公共交通の魅せる化・モビリティマネジメントの実施 ・流山市公式 LINEなどを活用した情報発信を実施 ※大幅な遅延や運休が発生した際は、流山市までご連絡ください。 (LINEなどにより随時情報発信をします。)</p>	<p>①公共交通の利用状況・運行状況・取り組む状況の見える化 ○公共交通マップの修正・公表 ・令和 5 年中のルート変更などを反映した修正版を作成 →作成時期は、バス事業者のダイヤ改正などの時期を考慮 バス時刻表の部分について別の情報に切り替えを検討。</p> <p>②公共交通の魅せる化・モビリティマネジメントの実施 ○公共交通ポータルサイトの作成 ・各交通事業者の HP にアクセスできるポータルサイトを作成</p>
施策番号 2-1 バス運賃制度の一元化	<p>①流山ぐりーんバスの運賃の見直し ○流山ぐりーんバス 運賃改定 ・令和 5 年 11 月 16 日から運賃を改定。</p>	<p>②公共交通運賃の定額制度（サブスクリプション）の導入 ・定額制度の導入について検討開始</p>
施策番号 2-2 公共交通サービスの向上	<p>①サービス水準の維持確保 ○バス路線のサービス維持・確保のための支援策検討 ・京成バスの流 01・02 路線の廃止申し入れに対する対応 →令和 5 年度協議会第 2 回会議で協議、第 3 回会議で報告済 市による運行経費の補填を実施。（令和 6 年 1 月～3 月）</p>	<p>①サービス水準の維持確保 ○バス路線のサービス維持・確保のための支援策検討 ・京成バスの流 01・02 路線の廃止申し入れに対する対応 →市による運行経費の補填を実施。（令和 6 年 4 月～12 月） 公共交通検討地域に対する検討を実施。（需要調査（アンケート等）と代替交通の検討を実施予定） ※各交通事業者において、路線維持が困難となりうる事象が発生した場合、速やかに協議会事務局まで報告願います。</p> <p>②事業者間におけるサービス内容の協議・調整 ・①を含め調整</p>
施策番号 2-3 公共交通の見直しルールの 設定と運用	<p>①公共交通の提供ルールの運用 ○新規公共交通サービスの検討 ・平方地区の市民が地域団体を設立 →高齢者等移動支援事業（病院バス混乗）を活用中。 公共交通導入については継続して検討。</p> <p>②流山ぐりーんバスの導入・継続・変更・廃止に関するルールの運用 ○流山ぐりーんバス ルート変更 □美田・駒木台ルート ・令和 5 年度協議会第 4 回会議でルート変更について協議、議決済</p> <p>③代替手段導入ルール運用 ○東部地区の交通課題に関する地元協議 ・市民主体で実施している事業についての地元協議を継続 ○八木南団地の交通課題に関する地元協議 ・地元アンケートの実施、集計及び分析</p>	<p>①公共交通の提供ルールの運用 ○ルールに則り運用中 ・平方地区へのサービス導入の検討 →公共交通導入については検討を継続。</p> <p>②流山ぐりーんバスの導入・継続・変更・廃止に関するルールの運用 ○流山ぐりーんバス ルート変更 □西初石ルート（令和 5 年度収支率：53.7%） →収支率が 55% に満たないため、需要確保策の検討・実施が必要。 □美田・駒木台ルート（令和 5 年度収支率 44.0%） ・ルート変更の効果検証が必要。 □南流山・木ルート ・民間事業者との経路重複に関する検討 ・令和 3 年に実施したルート変更（一部時間帯での延伸）の効果検証</p> <p>③代替手段導入ルール運用 ○八木南団地の交通課題に関する地元協議 ・公共交通導入のルールに基づき、民間事業者での対応可能性を検討。 →対応不可能な場合、流山ぐりーんバスの導入や代替交通手段の導入に関する検討に着手。 ○東部地区の交通課題に関する地元協議 ・地域の実情に合わせた交通手段の検討 →地域組織を設立する見込み。</p>
施策番号 3 「流山おでかけシステム」の ユニバーサルデザイン化	<p>①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援策の周知・拡充 ○マタニティタクシー利用料金助成制度 ・「流山市マタニティタクシー利用助成制度」として令和 5 年 4 月 1 日から開始。 令和 5 年度申請者数 284 名 助成額合計（実績）1,554,300 円 ○運転免許証自主返納制度 ・「流山市高齢者免許返納一時金制度」として令和 5 年 11 月 16 日から開始。 令和 5 年度実績 申請者数：279 名 利用額：298,350 円（タクシー 244,350 円 バス 54,000 円）</p> <p>②公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさ・安全性の改善 ○流山ぐりーんバスにおけるバス停の改善（安全性の向上など） ・令和 5 年 4 月に松ヶ丘・野々下ルートの一部バス停を移設。 (東武診療所前バス停)</p>	<p>①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援策の周知・拡充 ○流山市マタニティタクシー利用料金助成制度 ・電子申請ができるように制度拡充予定。 ・利用できるタクシー事業者の拡充について検討。 ・制度に関する効果検証</p> <p>②公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさ・安全性の改善 ○市民からの意見などについては随時、事業者及び運営委員会に報告。</p>
施策番号 4 「流山おでかけシステム」に よる観光の活性化		<p>①観光・商工関連団体と交通事業者の連携強化 ○イベント開催時等に連携 ・必要に応じて協議</p> <p>②公共交通運賃定額制度の観光施策での活用 ○1 日乗り放題切符などの検討 ・施策 2-1, ②と合わせて検討</p>
施策番号 5 「流山おでかけシステム」の モビリティ改革への対応		<p>○MaaS 等の新技术について、活性化協議会で情報提供を行う。 ・対象事業が発生した際に御報告ください。</p>

日常の移動に関する実態アンケート調査

問1 あなた自身のことについて、おうかがいします。

※該当する□にチェック印✓を1つ付けてください。

問1-1 あなたの性別はどちらですか。

- 男性 女性

問1-2 あなたの年齢はいくつですか。

- 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳~64歳 65歳~69歳
 70歳~74歳 75歳以上

問1-3 あなたは支援認定や介護認定を受けていますか。

- 要支援認定 要介護認定 受けていない

問1-4 あなたの職業はなんですか。

- 会社員・公務員 専業主婦・主夫 自営業 学生
 パート・アルバイト 無職 その他()

問1-5 あなたは自動車の運転免許を持っていますか。

- 持っている 持っていない 返納したため持っていない

問1-6 あなたには自由に使える自動車がありますか。

- 自分専用の自動車がある 家族共用の自動車がある ない

問1-7 あなたには外出する際に、車での送迎を頼める家族や知人の方はいますか。

- いる いない

裏面もあります

問 2 あなたの普段の外出行動について、おうかがいします。

問 2-1 日常的にどのような外出をしていますか。 2つまで選んでください。

- | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 通勤・通学 | <input type="checkbox"/> 買い物 | <input type="checkbox"/> 通院 | <input type="checkbox"/> 市役所・公共施設 |
| □ その他() | | | |

問 2-2 問 2-1 で選んだ「外出」において、移動が不便と感じていますか。

【1つ目に選んだ外出】

- | | |
|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> 不便と感じていない (下に目的地と理由をお書きください) | |
| 目的地() | ←駅名や店名等を具体的に |
| 理 由() | |
| 例:自家用車を利用している、バスを利用している、など | |
| <input type="checkbox"/> 不便と感じている (下に目的地と理由をお書きください) | |
| 目的地() | ←駅名や店名等を具体的に |
| 理 由() | |
| 例:バスの運行本数が少ない、タクシー運賃が高い、など | |

【2つ目に選んだ外出】

- | | |
|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> 不便と感じていない (下に目的地と理由をお書きください) | |
| 目的地() | ←駅名や店名等を具体的に |
| 理 由() | |
| (例)自家用車を利用している、バスを利用している、など | |
| <input type="checkbox"/> 不便と感じている (下に目的地と理由をお書きください) | |
| 目的地() | ←駅名や店名等を具体的に |
| 理 由() | |
| (例)バスの運行本数が少ない、タクシー運賃が高い、など | |

問 2-3 問 2-1 で選んだ「外出」について、外出する「頻度」を選んでください。

【1つ目に選んだ外出】

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 毎日 | <input type="checkbox"/> 週に 5 日以上 | <input type="checkbox"/> 週に 3~4 日 |
| <input type="checkbox"/> 週に 1 から 2 日 | <input type="checkbox"/> 月に 2 から 3 日 | <input type="checkbox"/> 月に 1 日以下 |

【2つ目に選んだ外出】

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 每日 | <input type="checkbox"/> 週に 5 日以上 | <input type="checkbox"/> 週に 3~4 日 |
| <input type="checkbox"/> 週に 1 から 2 日 | <input type="checkbox"/> 月に 2 から 3 日 | <input type="checkbox"/> 月に 1 日以下 |

問 2-4 問 2-1 で選んだ「外出」について、よく外出する「曜日」を選んでください。

【1つ目に選んだ外出】(複数選ぶことも可能)

- | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 月曜日 | <input type="checkbox"/> 火曜日 | <input type="checkbox"/> 水曜日 | <input type="checkbox"/> 木曜日 |
| <input type="checkbox"/> 金曜日 | <input type="checkbox"/> 土曜日 | <input type="checkbox"/> 日曜日 | |

【2つ目に選んだ外出】(複数選ぶことも可能)

- | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 月曜日 | <input type="checkbox"/> 火曜日 | <input type="checkbox"/> 水曜日 | <input type="checkbox"/> 木曜日 |
| <input type="checkbox"/> 金曜日 | <input type="checkbox"/> 土曜日 | <input type="checkbox"/> 日曜日 | |

裏面もあります

問2-4 問2-1で選んだ「外出」について、よく外出する「時間帯」を選んでください。

【1つ目に選んだ外出】（複数選ぶことも可能です 例：おでかけ時と帰宅時など）

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ~7時 | <input type="checkbox"/> 7時~8時 | <input type="checkbox"/> 8時~9時 |
| <input type="checkbox"/> 9時~10時 | <input type="checkbox"/> 10時~11時 | <input type="checkbox"/> 11時~12時 |
| <input type="checkbox"/> 12時~13時 | <input type="checkbox"/> 13時~14時 | <input type="checkbox"/> 14時~15時 |
| <input type="checkbox"/> 15時~16時 | <input type="checkbox"/> 16時~17時 | <input type="checkbox"/> 17時~18時 |
| <input type="checkbox"/> 18時~19時 | <input type="checkbox"/> 19時~20時 | <input type="checkbox"/> 20時~ |

【2つ目に選んだ外出】（複数選ぶことも可能です 例：おでかけ時と帰宅時など）

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ~7時 | <input type="checkbox"/> 7時~8時 | <input type="checkbox"/> 8時~9時 |
| <input type="checkbox"/> 9時~10時 | <input type="checkbox"/> 10時~11時 | <input type="checkbox"/> 11時~12時 |
| <input type="checkbox"/> 12時~13時 | <input type="checkbox"/> 13時~14時 | <input type="checkbox"/> 14時~15時 |
| <input type="checkbox"/> 15時~16時 | <input type="checkbox"/> 16時~17時 | <input type="checkbox"/> 17時~18時 |
| <input type="checkbox"/> 18時~19時 | <input type="checkbox"/> 19時~20時 | <input type="checkbox"/> 20時~ |

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。